



山形県公報

平成25年1月22日(火)
第2412号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉企画課) ……31
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……32
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森 林 課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……33
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……37
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会1月定例会の招集……………38

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管 財 課) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……39
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 内科 消化器科 福島クリニック   | 鶴岡市由良三丁目1番43号       | 平成24.10.25 |
| 真 柄 医 院           | 鶴岡市下名川字落合138番地      | 同 11.30    |

**山形県告示第53号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------|-------------------------------------|---------|------------|
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト | 瑞穂の郷訪問看護ステーション<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 訪 問 看 護 | 平成25. 1. 4 |

**山形県告示第54号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|-------------------------------------|----------|------------|
| 株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト  | 瑞穂の郷訪問看護ステーション<br>鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 介護予防訪問看護 | 平成25. 1. 4 |

**山形県告示第55号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字手ノ子字東峠2396の1、2396の2、2397の2
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る、伐採種は定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第56号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡大江町大字三郷字前山乙2109
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字前山乙2109（次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」、「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡最上町大字満沢字合ノ山1837の1、1837の69

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡金山町大字金山字中ノ森1910の1、1910の4、字土用沢外一字1911の1から1911の3まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡最上町大字東法田字初ヶ沢730の4、字大沢山751の6、751の9、839の1から839の4まで、839の6、839の8から839の11まで、839の15、839の17から839の20まで、839の22、839の25から839の29まで、839の30、839の31から839の55まで、839の58から839の78まで、839の80、839の81、839の83、839の87、839の89から839の91まで、839の93、839の94、839の96、839の98から839の103まで、839の105から839の114まで、839の116から839の118まで、839の120から839の125まで、839の127、839の129、839の131、839の133、839の134、839の140、839の144、839の147、839の174、839の176、839の186、839の190、839の191、839の194、860の1、860の3、860の6、882、882の2、883、883の1、886、886の2、886の3、889、893、898の1、

898の2、898の6、898の7、898の9、900の1、900の3、901の1、901の2、902の2、902の3、902の7、902の8、903の2、905の1、905の2、905の6、905の7、905の11、905の13、905の14、905の18から905の20まで、905の22から905の25まで、905の31、928の2、928の3、928の6から928の15まで、928の17、928の19、928の20、928の22、928の25、928の26、928の32、928の33、928の36、928の38、928の41から928の47まで、928の49、928の51、928の53から928の64まで、928の67、928の68、928の70から928の72まで、928の74から928の80まで、928の82から928の92まで、928の99、928の100、928の102、928の103、928の105、928の106、928の109、928の110、928の112、928の113、928の117から928の123まで、928の125、928の127から928の129まで、928の133、928の135から928の168まで、928の171、928の172、928の174、928の176、928の179から928の192まで、928の194から928の205まで、928の210、928の211、928の215から928の218まで、928の230から928の241まで、928の243から928の254まで、928の258、928の260から928の263まで、928の285から928の296まで、928の299から928の319まで、928の353から928の360まで、928の362、928の363、928の365から928の373まで、928の375から928の383まで、928の385、928の386、928の388、928の395から928の398まで、928の445、928の449、928の451、928の454から928の462まで、928の464から928の468まで、928の474、宇東山840、840の1、841、843、844、850の1、850の2、851、851の1、851の3、852の1、852の2、857の1、859、863、866、869、871、877、878の1から878の5まで、892、894の1から894の4まで、927の42

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡舟形町長沢字黒森7167の12、7167の14から7167の25まで、7167の27、7167の28、7167の30から7167の33まで、7167の134、7167の142、7167の144

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡舟形町堀内字後山4099の190から4099の193まで、4099の195から4099の199まで、4099の201、4099の205

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字川ノ内字水上山3414の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山字高森1508の4、2073、2267の2（次の図に示す部分に限る。）、2267の9、2267の135、3789、3790、3791、3793から3805まで、3807から3820まで、3822、字巢子1522の2、字蕨野3500の2、3783、1532、1534、1534の1、1534の3、3490の1、3490の2、3493、3496、字折渡1535（次の図に示す部分に限る。）、1537の8、1537の10、1547の3、1551の2、1553の1から1553の3、1555の4、1555の9、1555の11、1555の16、1575の2、3785の2、3787、字前坂1592の6、1592の7、字鳥屋森2128の27から2128の29まで、2128の33、2128の34、2128の69、2128の152、2128の200、字折渡1555の20から1555の24まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡鮭川村大字中渡字羽根沢1365の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡鮭川村大字川口字下絵馬河家ノ下206の1、206の2、字寒水沢山2712、2715の26、2715の29
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字砂沢3401の1・3401の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字砂沢3401の1・3401の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字砂沢534の5、1699の6、3401の1（次の図に示す部分に限る。）、3759の1から3759の4まで、字砂子沢3501
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字砂子沢1710の1、1710の2、4211から4215まで、4217から4221まで、4232の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字砂子沢4232の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係町村役場に備えて置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・4・8号美畑天童線
- 3 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 4 事業施行期間  
平成16年1月27日から平成27年3月31日まで

#### 山形県告示第59号

次の開発行為は、完了した。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年12月26日 指令最総建第18号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
(第1工区)  
新庄市金沢字下モ田2341番20、2343番1、2343番1地先、2344番1、2344番3、2345番、2345番地先、2350番1、2350番4、2351番1の一部、2351番3の一部、2351番6の一部、2352番の一部、2353番の一部、2354番の一部、2355番の一部、2355番地先の一部、2355番1の一部、2356番1の一部、2357番1、2358番1、2358番2、2358番2地先、2359番2、2367番2、4988番の一部、5010番、5011番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
新庄市若葉町5番5号  
株式会社柿崎工務所



## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成25年1月22日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成25年1月24日（木） 午前10時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 教職員の人事について

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                             | 日 時                      | 入札に付する物件                                                       | 予定価格       |
|-------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 村山市楯岡笹田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎<br>2階204会議室         | 平成25年2月26日（火）<br>午前11時   | 東根市本丸東3040番2<br>宅地 722.99平方メートル                                | 6,320,000円 |
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎<br>1階12号会議室 | 平成25年2月28日（木）<br>午後1時30分 | 東田川郡三川町大字押切新田字豊秋15番5<br>宅地（実測）318.14平方メートル<br>（公簿）319.11平方メートル | 3,500,000円 |

- 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。



- 3 契約条項を示す場所  
総務部管財課
- 4 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額
- 5 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 6 その他  
(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                           | 場 所                                     | 日 時                     |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|
| 東根市本丸東3040番2<br>宅地 722.99平方メートル                                    | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎2階204会議室     | 平成25年2月5日（火）<br>午前11時   |
| 東田川郡三川町大字押切新田字豊秋15番<br>5<br>宅地（実測）318.14平方メートル<br>（公簿）319.11平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1<br>庄内総合支庁本庁舎3階31号会議室 | 平成25年2月7日（木）<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名称  
特定非営利活動法人スペース・アンド・タイム・クリエーション
- (2) 代表者の氏名  
佐藤 政人
- (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市大字米沢字富沢566番地の1
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、山形県内外の方に対して、生涯学習、健康・福祉、体育・スポーツ、観光、文化・芸術、そして地域の振興・連携を図り、それらに必要な情報の収集・調査研究・提供、各種スポーツ選手・指導者の育成及び派遣、各種必要な研修、施設管理・運営活動等に関する事業を行い、健全な精神の涵養を図り、幼児から高齢者まで豊かで健やかな人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名称  
特定非営利活動法人やすらぎの会
- (2) 代表者の氏名  
高橋 一夫
- (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市西新斎町21番8
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者が地域で安心して暮らすことが出来るように、障害者自立支援法に基づく事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。